

富田林市独自物価高騰対策

水道基本料金を減免します

市民および事業者などを対象に、水道の基本料金を12月検針分より2カ月間半額減免します（上下水道料金などの請求時に減免を適用します）。減免は水道料金のみです。下水道または浄化槽使用料は減免されません。
※減免を受けるための手続きは不要です。

☎大阪広域水道企業団富田林水道お客様センター〔☎(20)6400〕

「災害・緊急時の安心携帯カード」のご活用を

同カードは、ご自身で持病やかかりつけ医療機関などの情報を記入し、財布などに入れて携帯するものです。

これにより、災害時や急病、事故などの緊急時に何らかの支援が必要となった場合に、救急隊や発見者がこのカードを参考に、緊急連絡先や関係機関へ速やかに連絡をとることができます。

同カードには、重要な個人情報に記載することになります。カードの利用・記入内容は任意ですので、ご自身の判断と責任においてご利用ください。
※同カードは市役所、保健センター、金剛連絡所などの公共施設の窓口に備え付けていますので、ご家族やご自身の「もしものときの備え」としてご利用ください。市ウェブサイト（危機管理室のページ）

からダウンロードもできます（右図からもご覧いただけます）。



☎危機管理室（内線9503）

会計年度任用職員を募集

令和8年
4月1日採用

募集職種	業務内容	採用人数	試験日	試験内容	問い合わせ
①学童クラブ指導員	学童クラブ指導業務	8人程度	令和8年1月25日(日)	書類審査、 面接試験	こども育成課 (内線281)
②公立保育園の保育士、 時間外保育士、 園務員	保育業務	5人程度	令和8年1月25日(日)	書類審査、 面接試験	こども育成課 (内線282)
	時間外保育業務	12人程度			
	園務員	1人程度			
③児童館教育指導員	児童の遊びなどを指導する業務	1人	令和8年1月18日(日) または19日(月)	書類審査、 面接試験	児童館 〔☎(25)0666〕

受験資格 試験実施要領などをご覧ください

申し込み ①②は12月1日(月)～令和8年1月21日(水)、③は令和8年1月15日(休)までに（①②は土・日曜日、祝日、年末年始を除く、③は日曜日、祝日、年末年始を除く、午前9時～午後5時30分）、所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入し、資格証の写し、①は作文（800字程度）を添えて、①②はこども育成課、③は児童館へ（郵送不可）
※申込書、実施要領は市ウェブサイト（各課のページ）からダウンロードもできます。

富田林市こどもの権利条例（素案）のパブリックコメントを実施します

本市では、こどもの権利を保障し、こどもが自分らしく、安心して、幸せに生きることができるようまちを実現するために「富田林市こどもの権利条例」の制定に向けて取り組んでいます。

このたび同条例の素案をまとめましたので、皆様のご意見を募集します。

募集期間 12月1日(月)～令和8年1月5日(月)

閲覧方法 12月1日(月)～、市役所2階都市魅力課、金剛連絡所、中央・金剛図書館、中央・金剛・東公民館、TONPAL（多文化共生・人権プラザ）、Topic、すばるホール、レインボーホール（市民会館）、総合福祉会館、けあばる、かがりの郷、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、きらめきファクトリー、市

役所4階こども政策課または市ウェブサイト（パブリックコメントのページ）でご覧いただけます。

提出方法 令和8年1月5日(月)（消印有効）までに住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、はがき、封書、ファクス、メールで〒584-8511常盤町1番1号 こども政策課〔FAX (24) 8976・✉k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp〕へ

※市ウェブサイト（パブリックコメントのページ）の応募フォームからも提出できます。

※直接持参も可。電話での受け付けはできません。

※提出されたご意見は、反映できるように検討させていただきますが、個別に回答できませんのでご了承ください。



みんなの意見を教えて！ こどもの権利条例の案へこどもの意見を募集します

富田林市こどもの権利条例の案を読んでみて、思ったことを教えてください。

対象 市内に住んでいる、市内の学校などに通っている、市内で働いている、おおむね18歳までのこども

募集期間 12月1日(月)～令和8年1月5日(月)

提出方法 ①市ウェブサイトから意見を提出する

②条例の案を読める施設に置いてある提出箱に提出する

読める施設 市役所（4階こども政策課）、中央・金剛・東公民館、中央・金剛図書館、児童館、TONPAL（多文化共生・人権プラザ）、Topic ※上図からも読めます。



◀市ウェブサイト
はこちらから



こどもによる「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会の発表会」に招待します

今年の夏休みに、「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？」で、こどもたちが話し合い、楽しみながら条例の前文を作り上げました。その成果をこどもたちが発表します。

こどもたちが企画したクイズや発表で、楽しく「こどもの権利条例」を知ってみませんか。

とき 12月14日(日)、午前10時～正午

ところ Topic交流スペース

内容

- ・こどもの権利条例ができるまでの道のり
- ・こどもの権利クイズ

・いっしょに作ってみたい会ではこんなことをしたよ！

・こどもアナウンサーが条例の前文を発表！

参加費 無料(当日直接会場へ)

※その他詳しくは、右図をご覧ください。



みなさん、
ぜひ来てく
ださい

招待状

年末年始の業務案内

施設名など	とき	12月						1月					
		26 (金)	27 (土)	28 (日)	29 (月)	30 (火)	31 (水)	1 (祝)	2 (金)	3 (土)	4 (日)	5 (月)	6 (火)
市役所・金剛連絡所			休	休	休	休	休	休	休	休	休		
パスポートの日曜交付		休	休		休	休	休	休	休	休		休	休
マイナンバーカードの日曜交付		休	休	休	休	休	休	休	休	休		休	休
休日急病診療		休	休									休	休
保健センター			休	休	休	休	休	休	休	休	休		
水道お客様センター			休		休	休	休	休	休	休			
市民総合体育館					休	休	休	休	休	休	休		
総合スポーツ公園					休	休	休	休	休	休	休		
中央図書館 ※1					休	休	休	休	休	休		休	
金剛図書館 ※1					休	休	休	休	休	休	休	休	休
公民館（中央・金剛・東・喜志分館）					休	休	休	休	休	休		休	
児童館				休	休	休	休	休	休	休	休		
TONPAL（多文化共生・人権プラザ）					休	休	休	休	休	休			
外国人市民相談窓口			休	休	休	休	休	休	休	休	休		
トピック					休	休	休	休	休	休			
すばるホール					休	休	休	休	休	休		休	
市役所分庁舎（すばるホール）			休	休	休	休	休	休	休	休	休		
レインボーホール（市民会館） ※2					休	休	休	休	休	休			
市民公益活動支援センター			休	休	休	休	休	休	休	休	休		
総合福祉会館（社会福祉協議会） ※3					休	休	休	休	休	休			
かがりの郷 ※4					休	休	休	休	休	休			
けあばる ※5					休	休	休	休	休	休		休	
農業公園サバーファーム					休	休	休	休	休	休		休	
にこにこ市場 ※6							休	休	休	休		休	
旧杉山家住宅・旧田中家住宅・じないまち交流館					休	休	休	休	休	休		休	
富田林斎場								休	休				
富田林霊園管理事務所 ※7					休	休	休	休	休	休			
自転車等保管所（撤去自転車など）			休	休	休	休	休	休	休	休	休		
きらめきファクトリー					休	休	休	休	休	休			

市役所の業務は、年末が12月26日(金)まで、年始は1月5日(月)からです。

※1 12月28日(日)～令和8年1月4日(日)は、エコール・ロゼの返却ポストは利用できません。

※2 12月28日(日)は、浴場の利用はできません。

※3 12月28日(日)～令和8年1月4日(日)は、浴場の利用はできません。

※4 12月28日(日)～令和8年1月5日(月)は、浴場の利用はできません。

※5 介護老人保健施設の受け付けは、12月28日(日)～令和8年1月4日(日)まで営業していません。

※6 12月30日(火)は、午後の営業はありません。

※7 12月29日(月)～令和8年1月3日(土)も終日墓参りはできます。

年末年始のレインボーバス・金剛ふるさとバスの運行について

年末年始（12月29日(月)～令和8年1月3日(土)）の期間、レインボーバスは全便運休します。なお、金剛ふるさとバスは通常通り運行します。
 国土交通政策室（内線 416）

病気など、いざというときの連絡先

休日急病診療

診療日 日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
 市立休日診療所（☎(28)1333）
 内科 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分
 歯科 午前9時～11時30分（年末年始(12/29～1/3)は午後1時～3時30分も受け付け）
 富田林病院（☎(29)1121）
 小児科（中学生まで）
 受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

病院案内専用ダイヤル

大阪府救急医療情報センター（☎06(6693)1199）（24時間）
 大阪府の医療機関を探すとき
 小児夜間救急（☎072(958)0119）
 午後8時～翌朝8時（土、日曜日・祝日、年末年始は午後4時～）、中学生までの子どもの急病
 ※直接、病院へ行っても受診できません。

救急安心センター

おおさか
 救急医療相談窓口（☎#7119）
 I P 電話・ダイヤル回線
 【☎06(6582)7119】
 病院に行くか救急車を呼ぶか迷ったときは相談を（看護師が医師の支援体制の下、24時間、病気・ケガなどの相談に応じます）

小児救急電話相談

電話相談（☎#8000）
 I P 電話・ダイヤル回線
 【☎06(6765)3650】
 午後7時～翌朝8時、子どもの急病についての相談
 ※受診判断の目安は下図からご覧ください。



緊急時は迷わず、119 番へ！

年末年始のごみ・し尿収集日

ごみは12月31日(水)まで通常どおり収集

環境衛生課（内線 144～146）



年末年始のごみ収集日		※下表にない収集地域は通常の日程で収集します。 ※下表中の空欄になっているゴミの収集については通常の日程で収集します。		
燃えるごみ		令和8年1月5日(月)より通常の日程で収集します。 ※1月1日(祝)～4日(日)は休み。 ◎月・木曜日の収集地域は、年末は12月29日(月)まで、年始は8年1月5日(月)から ◎火・金曜日の収集地域は、年末は12月30日(火)まで、年始は8年1月6日(火)から ◎水・土曜日の収集地域は、年末は12月31日(水)まで、年始は8年1月7日(水)から		
粗大ごみ		令和8年1月5日(月)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)～4日(日)の収集地域は、下表の日程に変更して収集します。		
資源ごみ	カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、牛乳パックなど	令和8年1月5日(月)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)～4日(日)の収集地域は、下表の日程に変更して収集します。 ※収集日程の変更により、次の週も同じ資源ごみの収集がある場合があります。		
収集地域		粗大ごみ	カン・ビン・ペットボトル・牛乳パックなど	プラスチック製容器包装
嬉、彼方、伏見堂、不動ヶ丘町、横山		1/2(金)→12/29(月)		
青葉丘、加太、五軒家、新青葉丘町、錦織北・中・東・南			1/1(祝)→1/8(木)	
旭ヶ丘町、栗ヶ池町、川面町、喜志新家町、喜志町一～四丁目、喜志町五丁目、木戸山町、西条町、桜井町、新堂(平和台のみ)、通法寺町、平町、緑ヶ丘町、南旭ヶ丘町、宮町			1/2(金)→1/9(金)	
梅の里、喜志(大字)、新堂(PL、平和台以外)				1/2(金)→1/9(金)
金剛錦織台、金剛伏山台、須賀、伏山				1/1(祝)→12/29(月)
向陽台四・五丁目、清水町、新堂(PLのみ)、中野町東、若松町一丁目、若松町東				1/2(金)→12/30(火)

年末年始のし尿収集日		※毎月の収集日は、市ウェブサイト（環境衛生課のページ）に掲載しています。 ※収集日は、多少前後する場合がありますのでご了承ください。	
し尿収集地域	し尿収集日	し尿収集地域	し尿収集日
ア・カ行	青葉丘、加太、五軒家	中佐備	12/22(月)、1/9(金)
	旭ヶ丘町	中野町	12/18(木)、1/5(月)
	嬉(桜ヶ丘)	中野町西	12/26(金)、1/12(祝)
	嬉(桜ヶ丘除く)	楠風台	12/22(月)、1/9(金)
	彼方	西板持町(柏木住宅)	12/22(月)、1/7(火)
	上佐備	西板持町(柏木住宅除く)	12/18(木)、19(金)、1/6(火)、7(水)
	川面町	錦ヶ丘町、富美ヶ丘町	12/30(火)、1/16(金)
	川向町	錦織(大字)、錦織南、伏山	12/26(金)、1/14(水)
	甘南備	錦織北	12/25(木)、1/13(火)
	喜志新家町	錦織中・東(笹原町除く)	12/25(木)、1/13(火)
	喜志町一～四丁目	錦織東(笹原町)	12/23(火)、1/10(土)
	喜志町五丁目	東板持町	12/22(月)、1/9(金)
	北大伴町	平町	12/26(金)、1/9(金)
	木戸山町	伏見堂(青山台)	12/25(木)、1/13(火)
	甲田(北甲田含む)	伏見堂(青山台除く)	12/23(火)、1/10(土)
	寿町一～三丁目	別井	12/17(水)、1/5(月)
	寿町四丁目	本町	12/27(土)、1/14(水)
サ・タ行	西条町、桜井町、通法寺町	南大伴町	12/19(金)、1/7(火)
	桜ヶ丘町	宮甲田町	12/27(土)、1/14(水)
	下佐備	宮町	12/29(月)、30(火)、1/15(木)、16(金)
	昭和町	山中田町	12/18(木)、1/6(火)
	新家	横山	12/24(水)、1/12(祝)
	須賀(大字含む)	龍泉	12/22(月)、1/9(金)
	谷川町	若松町	12/18(木)、1/5(月)、6(火)
	廿山	若松町西	12/26(金)、1/12(祝)
	常盤町(国道筋)	藤野ミゼット車収集地区	12/18(木)、1/6(火)
	常盤町(国道筋除く)	阪南ミゼット車収集地区	12/27(土)、1/10(土)
	富田林町		

Ⅱ 歳末警戒の実施

現在、大阪府内の特殊詐欺・SNS型投資やロマンス詐欺の被害が増えており危機的状況です。富田林市内においても被害が拡大しています。

年末年始は、人や金の動きが増える時期であることから、各種事件・事故なども多くなることが予測されます。皆さんも被害に遭わないため、次のようなことに注意しましょう。

●特殊詐欺などに対する犯罪被害防止

詐欺の手口を知りましょう

①オレオレ詐欺（警察官や家族を名乗って電話をかけてきて騙す手口）＝警察官とアプリのトーク機能でやりとりをしない。

②還付金詐欺（市役所職員などを装って電話をかけてきて騙す手口）＝ATMで保険料や医療費の返金手続きはできない。

③サポート詐欺（パソコンなどに偽警告画面を表示して騙す手口）＝他人に指示されて電子マネーを購入しない。

④SNS型投資詐欺（SNSで投資に関するグループトークに招待して騙す手口）＝SNSで勧誘する「もうけ話」を信じない。

※他にも手口はありますが、あの手この手を使って犯人はお金を騙し取ろうとします。

被害を防ぐための行動

①すぐに信じない…「自分は大丈夫」と過信は厳禁。知らない人や役所からの「お金」の話は、思い込みで行動せずに、まずは疑ってみることから始めましょう。

②一人で判断しない…急かされてもすぐに行動せず、一人で判断しないで振り込みなどをする前に、まず

は家族や友人、警察に相談しましょう。

③油断をしない…犯人の話術は巧妙です。詐欺の手口を知っていても騙されてしまいます。

●子どもや女性に対する犯罪被害防止

・一人で遊んだり、知らない人についていったりしないようにしましょう。

・夜間の一人歩きは特に気をつけ、明るく人通りの多い道を選び、防犯ブザーを持ちましょう。

・歩きながらの携帯電話の操作は注意散漫になるのでやめましょう。

●自動車に関連する犯罪被害防止

・駐車する時は、エンジンキーを抜き、ドアロックをして、防犯装置もつけましょう。

・車内に現金や貴重品などを置いたまま車から離れるのはやめましょう。

●侵入犯罪被害防止

・玄関や窓の施錠は確実にし、防犯機能が高い施錠器具に取り替えたり、補助錠を取り付けたりしましょう。（ワンドア・ツーロック）

・家の周りは、夜間でも明るく、見通しの良い環境にし、センサーライトや警報装置などの防犯器具を活用しましょう。

●歳末街頭キャンペーンを実施

とき 12月13日(土) 午前10時～正午

ところ エコール・ロゼ1階アトリウム広場

※当日直接会場へ。

☎富田林警察署 ☎(25)1234

Ⅱ 合格祈願マンホールカードを配布

合格祈願マンホールカードとは、マンホールの形状は全て「まる」、傾けてもマンホールの中に「落ちない」、模様や凹凸などの滑り止めがあるから「滑らない」というマンホール蓋の特徴にあやかった縁起の良いお守りです。

同カードを市立中学校の3年生全員に配布し、頑張る受験生を応援します。また、下水道課にて200セット限定で配布します（今年で3回目になります）。

配布期間 12月8日(月)～（土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前9時～午後5時30分）

※なくなり次第終了。

配布場所 下水道課（すばるホール2階）

配布方法 下水道課の窓口にて、手渡しで配布

※1人1枚の配布で、郵送での受け付け、配布や予約は行いません。



☎下水道課（内線245）

レインボーバス 運行ダイヤ改正と運賃改定のお知らせ

レインボーバスの運行便数とダイヤを、下記のとおり12月21日(日)に改正します。

この改正は、旧金剛バスの廃止に伴い、当面の間、レインボーバス車両を金剛ふるさとバス東条線での補完運行に活用していましたが、東条線の運行便数の確保ができたことによるものです。これまで、補完運行にご協力ありがとうございました。

また、令和8年4月1日(水)から運賃を改定します。なお、運行ルートの変更はありません。

■運行ダイヤの改正 (12月21日(日)～)

①運行便数を、現行の3便から1日7.5便に増便します。

※最終便は「金剛連絡所前止まり」となります。

※年末年始(12月29日～1月3日)は運休します。

②始発便：富田林駅前発が午前8時台となります。

③最終便：富田林駅前発が午後5時台となります。

※改定後の時刻表は、市ウェブサイト(交通政策室のページ)をご覧ください。



■運賃の改定 (令和8年4月1日(水)～)

運賃を大人(中学生以上)1回200円、小児(小学生)・幼児(1歳～就学前)1回100円に改定します。ただし、令和8年3月31日(火)までは現行の運賃に据え置きます。

問交通政策室(内線416)

金剛ふるさとバス 運行内容変更のお知らせ

■東条線の運行内容を変更

金剛ふるさとバス東条線の運行内容について、甘南備地区への運行便数が確保されたことから、12月21日(日)に路線の一部見直し、運行ダイヤの改正、その他一部名称などの変更を行います。

変更点

①南海バスによる甘南備地区への運行が始まります。この変更に伴い、一部時間帯におけるレインボーバス車両による運行は終了します。

②運行ルート・運行ダイヤが変わります。詳しくは金剛ふるさとバスウェブサイトをご覧ください。



③路線と停留所の名称が変わります。

変更前	変更後	変更の理由
東条線	東条線	旧字を使用しているため
柏木住宅前	府営板持住宅前	現行施設の名称に合わせるため
東甘南備	甘南備	東甘南備と甘南備を1つに集約するため

■北大伴線の停留所移設および運行ルート変更

楠町内の道路整備に伴い、金剛ふるさとバス北大伴線の一部区間で、12月21日(日)に停留所の移設および運行ルートの変更を行います。

この移設などに伴い、各停留所における運行ダイヤに変更はありません。



停留所の移設

- ・北大伴停留所が現在の場所から約100メートル東に移設されます。
- ・大伴住宅前停留所が現在の場所から約40メートル南西に移設されます。

■移設後の停留所と運行ルート図



運行ルートの変更

北大伴停留所方面は、現在のOoban-jichu-mae停留所の手前を右折し、その後左回りに運行されます。

さらに、同地区内での道路整備完了後(令和8年春ごろ)にも一部停留所および運行ルートの変更を予定しています。

※詳しくは、市ウェブサイトや広報誌にてお知らせします。

問交通政策室(内線416)

12月4日～10日は人権週間

1948年12月10日、国連において世界の全ての人々と国々が達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。これを記念して、12月10日は「人権デー」と定められ、世界中で人権擁護活動を推進するための行事が行われています。

法務省および全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めています。この機会に、全ての人が互いに理解し、尊重し合えるよう人権意識を高めましょう。

本市では、同週間にあわせて、人権擁護委員による「特設人権なんでも相談」や、すばるホールで「と

んだばやし人権フェア」を開催します。

障がいの有無、性別、国籍、文化、出生、年齢などの違いを超えて、あらゆる人がさまざまな場面で参加、協働できる社会を築いていきましょう。

■特設人権なんでも相談

とき 12月12日(金)、午後1時～4時

ところ すばるホール4階秀月の間
(当日直接会場へ)

※当日は、電話でも相談できます(内線474)。

費用 無料



☎人権・市民協働課(内線474)

2025 とんだばやし人権フェア

とき 12月13日(土)、午前10時～午後5時

ところ すばるホール2階小ホール

内容など

①オープニング・団体発表(午前10時～11時30分)

・市民活動団体による演奏などの発表

・小学6年生「私(たち)の好きなもの、大切なもの」人権ポスター表彰式

②映画上映「バベルの学校」&玉置 太郎さん(朝日新聞社)による講演「違いを^{ことば}寿ぐ、多文化共生のヒント」(午後2時～4時30分)

③展示(午前10時～午後5時)

・市民活動団体によるパネル展

・小学6年生「私(たち)の好きなもの、大切なもの」人権ポスター展

・第18回ヒューマンメッセージ「私(たち)の大切なもの」写真展

参加費 無料

申し込み ①③は当日直接会場へ、②は12月11日(木)までに、人権・市民協働課(内線474)へ(定員80人、申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

※右図からも申し込みできます。



全ての人が安心して過ごせるように

富田林市立小・中学校では、海外につながるのある子どもたちが急激に増加している傾向にあります。教育委員会では、海外から編入してきた子どもたちが、安心して日本での学校生活を送ることができるよう、日本語指導を行う教員が市内の学校を巡回する体制を整備するとともに、通訳、母国語を忘れないためのサポートなどを行う人材を配置しているところです。

また、学校では、子どもたちが多様な言語や文化、考え方などについて理解し、つながりが深ま

るよう、外国の遊びや歌、食文化などに触れる体験的な学習を積み重ねています。

今年、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに大阪・関西万博が開催されました。その中には、「多様ないのちの尊重」という考え方が含まれていました。多様な価値観や考え方を共有し、相互に尊重し合えるより豊かな社会をめざして、日常の中で私たち一人一人ができることを、今一度考えていきたいものです。

☎教育指導室(内線364)

12月3日～9日は「障がい者週間」

本市では、身体障がい者福祉協会をはじめ、関係機関が協力し、街頭啓発活動などを実施します。みんなで障がい者を特別視しない心のバリアフリー社会をめざしましょう。

障がいのある人とのコミュニケーションで大切なこと

- ・障がいのある人への対応は、「ゆっくり」「ていねい」「くりかえし」を心掛ける。
- ・質問により、相手の気持ちを確認する。「はい」「いいえ」で答えられるように質問する。
- ・リラックスした雰囲気をつくり、相手の様子に合わせて、話をよく聞く。
- ・絵記号などを用いたコミュニケーションボードなどを使い、視覚的なコミュニケーションを図る。

障がいを理由とする差別の解消に向けて

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、平成28年4月に施行されました。この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

障がいを理由とする差別とは

障がいを理由とする差別には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

◆不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由もなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることは「不当な差別的取扱い」になります。国や地方公共団体などの行政機関、民間事業者ともに「不当な差別的取扱い」をすることは禁止されています。

◆合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があったときに、その人の障がいに合った必要な工夫をすることが「合理的配慮」です。重い負担がないのに合理的配慮をしないことは差別になります。国や地方公共団体などの行政機関や全ての民間事業者は「合理的配慮」の提供を必ずしなければなりません。

障がい者相談員制度のご利用を

障がい者やその家族から福祉などに関する相談を受け、必要な助言をする同制度を実施しています。

肢体障がい関係	
たなか ひろし 田中 洋さん（桜井町）	☎ 090 (7114) 3468
おかべ かずと 岡部 和人さん（梅の里）	☎ (26) 0167
あき しんごう 安藝 真剛さん（寺池台）	☎ 090 (3998) 0009
聴覚障がい関係	
くりす みずす 栗栖 美鈴さん（桜ヶ丘町）	☎・FAX (24) 1587
きたの たかお 北野 隆雄さん（藤沢台）	☎・FAX (29) 2448
視覚障がい関係	
なか い みよこ 中井 美代子さん（若松町西）	☎ (23) 5740
知的障がい関係	
こだま ちよこ 児玉 知世子さん（津々山台）	☎ (29) 5428
いのうえ せつこ 井上 節子さん（須賀）	☎ (54) 5630
精神障がい関係	
すなはら だいすけ 砂原 大介さん（向陽台）	☎ (21) 7657

☎障がい福祉課（内線192）

Pick Up!



10月27日、「第70回全国高等学校日本拳法選手権大会（男子団体競技・男子個人競技）」で優勝された、本市在住で関西福祉科学大学高等学校3年生の下村翔真さんが表敬訪問されました。



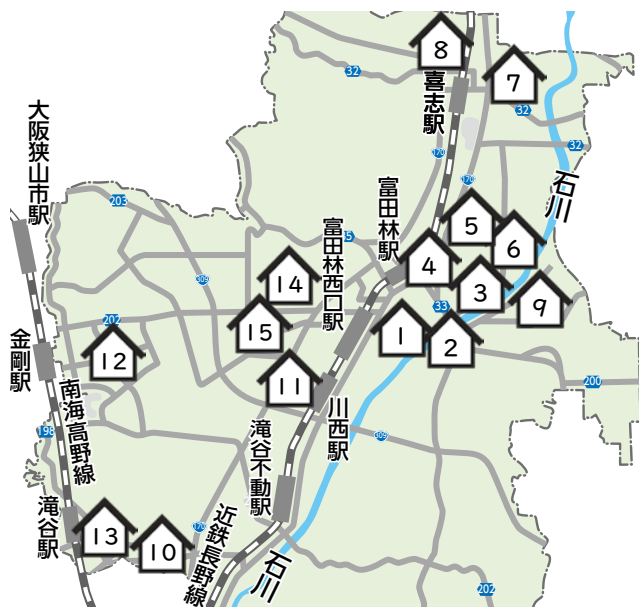
10月24日、「第55回記念朗読録音奉仕者感謝の集い」でグループ奨励賞を受賞された、「くさぶえ富田林朗読ボランティアグループ」が受賞報告に来庁されました。

紫綬褒章受章おめでとうございます！

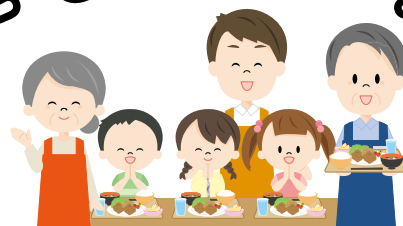
11月2日、ふるさと富田林応援団アンバサダーで、映画監督の阪本順治さんが、学術研究や芸術文化の功労者に贈られる紫綬褒章を受章されました。



10月23日、「NPBガールズトーナメント2025全日本女子学童軟式野球大会」で優勝された、大阪ベストガールズに所属する川西小学校6年生の相本七海さんが表敬訪問されました。



とんだばやし 子ども食堂マップ



現在、市内には子ども食堂が15カ所あります。
安心できる「子どもの居場所」として、安くてバランスの
良い食事を提供し、学習支援や読み聞かせ、工作など各団
体の特色を生かした魅力ある取り組みも行っています。

☎各子ども食堂、こども政策課（内線 291）

No	子ども食堂名	とき	ところ	問い合わせ
①	トピックずーむ食堂	第3土曜日（月1回）、午後4時～6時	トピック （常盤町16の11）	※ウェブで「トピック ずーむ食堂」と検索。
②	富田林町子ども食堂	第3土曜日（月1回）、午前11時30分 ～午後1時30分	富田林町集会所 （富田林町16の12）	☒ tondabayashichoko domo@gmail.com
③	ほっとスペース とんだばやし	毎週木曜日（月4回）、学習＝午後5時～、 食事＝午後6時～	TONPAL（多文化共生・人権プラザ） （若松町一丁目7の1）	☎（24）3700
④	はっぴい食堂	第2または第4土曜日（月1回）、 午前10時30分～午後3時	若松町二丁目3の2 太陽ビル3階303	☎ 090（6674）8841
⑤	こども食堂 そこに愛はあるんか	毎週水曜日（月4回）、午後4時～6時	居酒屋らくえん （若松町五丁目6の6）	☎ 090（5462）4846
⑥	なの花食堂	土曜日（月1回）、午前11時～午後2時 ※詳しくはお問い合わせください。	なの花事業所 （若松町東一丁目205）	☎（69）6644
⑦	あのね	土曜日（月1回）、午前11時30分～午後 1時 ※詳しくはお問い合わせください。	喜志小学校 （木戸山町1の36）	☎ 090（2809）4603
⑧	こども食堂きしっこ	第2火曜日（月1回）、午後5時～6時	喜志新家町一丁目10の13	☎ 090（1150）1543
⑨	おおも子ども食堂	第3水曜日（月1回）、午後3時～5時	かがりの郷 （南大伴町四丁目4の1）	☎ 090（9863）9030
⑩	やきやこども食堂	第3月曜日（月1回）、午後5時～7時	鶏焼やきや （須賀138の1）	☎ 090（9041）0834
⑪	オマの縁側	第2または第3金曜日（月1回）、午後 6時～7時	川西小学校 （新家一丁目3の1）	☎ 090（8572）5931
⑫	カレー食堂	第2水曜日＝午後5時～7時、第4土曜 日＝午前11時～午後1時（月2回）	わくわくカフェ （寺池台一丁目9の207（101））	☒ wakku2019@gmail. com
⑬	寺子屋カフェ花唐草	月4回 ※詳しくはお問い合わせくださ い。	カフェ&バー「花唐草」 （須賀二丁目19の11（2階））	☎ 070（4313）6358
⑭	わごころこども食堂	第2・3土曜日（月1回） ※詳しくは お問い合わせください。	けあばる （向陽台一丁目4の30）	☎ 090（5468）9895
⑮	ぎずな食堂	休止中	NPO 法人きんきうえぶ （小金台二丁目5の10）	

※参加費は各食堂にお問い合わせください。

～運営団体からのメッセージ～

あのね

喜志小学校にて毎月1回土曜日（不定期）に開催して
います。安心・安全な食材で手作りをモットーに食事提
供をしています。食事とは別に独自のイベントや外部か
ら講師をお招きしてのワークショップを開催して、皆で楽しく過ごせる
居場所を設けています。



こども食堂きしっこ

喜志新家の田んぼに囲まれたフツの民家の離れで、
月1回ゆるゆると、一汁三菜を基本に、手作りの「孫に
食べてほしい晩ご飯」を作ってます。最近、子ども
たちに元気をもらうからと、
シニアの参加も増えてきまし
た。多世代交流の地域の居場
所になればうれしいです。



ひとり親家庭への自立支援事業

☎こども政策課（内線 204）

本市では、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図ることを目的に、次の事業において給付金を支給し、ひとり親家庭を支援しています。いずれの事業も事前の相談が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

仕事に必要な資格の取得をめざして講座を受講する場合、受講料の一部が支給されます。

対象者 市内在住のひとり親家庭の親で、自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定などの支援を受けている人（同プログラムはこども政策課で策定）

対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座（①一般教育訓練、②特定一般教育訓練、③専門実践教育訓練）※詳しくは、厚生労働大臣指定教育訓練講座システムをご覧ください。



支給額 ①②＝対象講座の受講のために支払った費用（入学料、受講料、教科書代に限る）の60％を支給（上限20万円）、③＝対象講座の受講のために支払った費用の60％を支給（修業年数×40万円・上限160万円）、講座修了後1年以内に資格取得し就職などした場合は支払った費用の85％を支給（修業年数×60万円・上限240万円）※雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格者は、雇用保険制度から支給される給付金の額を差し引いた額を支給します。算出された金額が1万2000円を超えない場合は支給の対象になりません。

※同給付金の受給資格の有無の確認のため、ハローワーク河内長野へ行く必要があります。

母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

就業をめざして資格を身に付けるために、養成機関で受講する場合、生活費の一部として給付金が支給されます。

対象者 市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ・LPI認定資格

①訓練促進給付金 申請月分から、次の金額を支給

◆市・府民税非課税世帯＝月額10万円 ◆市・府民税課税世帯＝月額7万500円

※養成課程修了前の最後の12カ月は支給時に月額4万円増額となります。

②修了支援給付金 各資格の養成課程修了後、次の金額を支給

◆市・府民税非課税世帯＝5万円 ◆市・府民税課税世帯＝2万5000円

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

就職などをめざして高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合、受講料の一部が支給されます。

対象者 市内在住のひとり親家庭の親または児童で、申請者が自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定などの支援を受けている人（同プログラムはこども政策課で策定）

①受講開始時給付金 対象講座の受講開始のために支払った費用（入学料、受講料、教科書代に限る、以下同様）の40％を支給 ※支給額の上限は10万円です。ただし、支給額が4000円を超えない場合は支給の対象になりません（通学または通学および通信制併用の場合は上限20万円）。

②受講修了時給付金 受講後に対象講座の受講のために支払った費用の50％に相当する額から受講開始時給付金額を引いた額を支給 ※①②の合計支給額の上限は12万5000円です。ただし、支給額が4000円を超えない場合は支給の対象になりません（通学または通学および通信制併用の場合は上限25万円）。

③合格時給付金 合格後に、対象講座の受講のために支払った費用の10％を支給

※①②③を合わせた支給額の上限は15万円です（通学または通学および通信制併用の場合は上限30万円）。